

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）		
変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
（品質マネジメントシステム計画） 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり，以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。 （中略） 4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）は，本品質マネジメントシステム計画に従って，品質マネジメントシステムを確立し，文書化し，実施し，かつ，維持する。また，その品質マネジメントシステムの実効性を維持するため，継続的に改善する。 （中略） 4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。これらの文書は，保安活動の重要度に応じて作成し，当該文書に規定する事項を実施する。また，これらの文書体系を図2に，各マニュアルと各条文の関連をc)及びd)の表に示す。なお，記録は適正に作成する。 （中略）	（品質マネジメントシステム計画） 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり，以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。 （中略） 4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）は，本品質マネジメントシステム計画に従って，品質マネジメントシステムを確立し，文書化し，実施し，かつ，維持する。また，その品質マネジメントシステムの実効性を維持するため，継続的に改善する。 （中略） 4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。これらの文書は，保安活動の重要度に応じて作成し，当該文書に規定する事項を実施する。また，これらの文書体系を図2に，各マニュアルと各条文の関連をc)及びd)の表に示す。なお，記録は適正に作成する。 （中略）	変更なし

変 更 前					変 更 後					変 更 理 由
d) 組織内のプロセスの実効的な計画，運用及び管理を確実に実施するために，必要と決定した文書及び記録 ①以下の文書					d) 組織内のプロセスの実効的な計画，運用及び管理を確実に実施するために，必要と決定した文書及び記録 ①以下の文書					組織改編に伴う変更
第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	管理箇所	第3条以外の 関連条文	第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	管理箇所	第3条以外の 関連条文	
5. 4. 1, 8. 2. 1, 8. 2. 3, 8. 4, 8. 5. 1	5. 4. 1, 8. 2. 1, 8. 2. 3, 8. 4, 8. 5. 1	セルフアセスメント実施基本マニ ュアル（福島第一廃炉推進カンパ ニー）	原子力安全・統括部	－	5. 4. 1, 8. 2. 1, 8. 2. 3, 8. 4, 8. 5. 1	5. 4. 1, 8. 2. 1, 8. 2. 3, 8. 4, 8. 5. 1	セルフアセスメント実施基本マニ ュアル（福島第一廃炉推進カンパ ニー）	原子力安全・統括部	－	
(中略)					(中略)					
6. 3, 6. 4, 7. 1, 7. 2. 1, 7. 5, 7. 6	6. 3, 6. 4, 7. 1, 7. 2. 1, 7. 5, 7. 6	燃料管理基本マニュアル	プール燃料取り出し プログラム部	第13条, 第34条～第37 条, 第81条	6. 3, 6. 4, 7. 1, 7. 2. 1, 7. 5, 7. 6	6. 3, 6. 4, 7. 1, 7. 2. 1, 7. 5, 7. 6	燃料管理基本マニュアル	プール燃料取り出し プログラム部	第13条, 第34条～第37 条, 第81条	
		放射性廃棄物管理基本マニュアル	防災・放射線センタ ー	第38条～第39条, 第41 条～第43条, 第81条			放射性廃棄物管理基本マニュアル	防災・放射線センタ ー	第38条～第39条, 第41 条～第43条, 第81条	
		施設管理基本マニュアル	<u>建設・運用・保守セ ンター</u>	第29条, 第68条, 第81 条			施設管理基本マニュアル	<u>施設管理センター</u>	第29条, 第68条, 第81 条	
		放射線管理基本マニュアル	防災・放射線センタ ー	第45条～第67条, 第81 条			放射線管理基本マニュアル	防災・放射線センタ ー	第45条～第67条, 第81 条	
		原子力災害対策基本マニュアル （福島第一廃炉推進カンパニー）	原子力運営管理部	第69条～第78条			原子力災害対策基本マニュアル （福島第一廃炉推進カンパニー）	原子力運営管理部	第69条～第78条	
6. 3, 6. 4, 7. 1, 7. 2. 1, 7. 5, 7. 6, 8. 2. 4	6. 3, 6. 4, 7. 1, 7. 2. 1, 7. 5, 7. 6, 8. 2. 4	運転管理基本マニュアル	<u>建設・運用・保守セ ンター</u>	第12条, 第13条, 第15 条～第16条の2, 第18条, 第20条～第29条, 第33 条, 第40条の2, 第81条, 第82条	6. 3, 6. 4, 7. 1, 7. 2. 1, 7. 5, 7. 6, 8. 2. 4	6. 3, 6. 4, 7. 1, 7. 2. 1, 7. 5, 7. 6, 8. 2. 4	運転管理基本マニュアル	<u>施設管理センター</u>	第12条, 第13条, 第15 条～第16条の2, 第18条, 第20条～第29条, 第33 条, 第40条の2, 第81条, 第82条	
6. 3, 6. 4, 7. 1, 7. 2. 1, 7. 3, 7. 4, 7. 5, 7. 6, 8. 2. 4	6. 3, 6. 4, 7. 1, 7. 2. 1, 7. 3, 7. 4, 7. 5, 7. 6, 8. 2. 4	廃止措置基本マニュアル	プロジェクトマネジ メント室	第12条, 第13条, 第16 条～第18条, 第20条～第 26条の2, 第38条, 第39 条, 第40条, 第41条～第 43条, 第45条～第78条, 第81条	6. 3, 6. 4, 7. 1, 7. 2. 1, 7. 3, 7. 4, 7. 5, 7. 6, 8. 2. 4	6. 3, 6. 4, 7. 1, 7. 2. 1, 7. 3, 7. 4, 7. 5, 7. 6, 8. 2. 4	廃止措置基本マニュアル	プロジェクトマネジ メント室	第12条, 第13条, 第16 条～第18条, 第20条～第 26条の2, 第38条, 第39 条, 第40条, 第41条～第 43条, 第45条～第78条, 第81条	
7. 1, 7. 2. 1, 7. 5	7. 1, 7. 2. 1, 7. 5	法令等の遵守に係る活動基本マニ ュアル	業務統括室	第2条の2	7. 1, 7. 2. 1, 7. 5	7. 1, 7. 2. 1, 7. 5	法令等の遵守に係る活動基本マニ ュアル	業務統括室	第2条の2	
		健全な安全文化の育成及び維持に 係る基本マニュアル（福島第一廃 炉推進カンパニー）	原子力安全・統括部	－			健全な安全文化の育成及び維持に 係る基本マニュアル（福島第一廃 炉推進カンパニー）	原子力安全・統括部	－	
7. 2. 3, 8. 2. 1	7. 2. 3, 8. 2. 1	外部コミュニケーション基本マニ ュアル	プロジェクトマネジ メント室	－	7. 2. 3, 8. 2. 1	7. 2. 3, 8. 2. 1	外部コミュニケーション基本マニ ュアル	プロジェクトマネジ メント室	－	
7. 3	7. 3	設計管理基本マニュアル	<u>計画・設計センター</u>	－	7. 3	7. 3	設計管理基本マニュアル	<u>施設管理センター</u>	－	
7. 4	7. 4	調達管理基本マニュアル	<u>計画・設計センター</u>	－	7. 4	7. 4	調達管理基本マニュアル	<u>施設管理センター</u>	－	
7. 4	7. 4	原子燃料調達基本マニュアル	プール燃料取り出し プログラム部	－	7. 4	7. 4	原子燃料調達基本マニュアル	プール燃料取り出し プログラム部	－	
8. 2. 4	8. 2. 4	検査及び試験基本マニュアル	廃炉安全・品質室	第68条, 第81条	8. 2. 4	8. 2. 4	検査及び試験基本マニュアル	廃炉安全・品質室	第68条, 第81条	
(中略)					(中略)					

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
（保安に関する組織） 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。 図4 （中略） 【福島第一原子力発電所】 ※ → 原子炉主任技術者※³ ※※→ 所 長 業務統括室 原子力発電 保安運営委員会 電気主任技術者※³ セキュリティ管理部 汚染水対策プログラム部 プール燃料取り出しプログラム部 燃料デブリ取り出しプログラム部 廃棄物対策プログラム部 敷地全般管理・対応プログラム部 計画・設計センター ※※※ 資材グループ 労務人事グループ 核セキュリティ運営管理グループ 核セキュリティ施設運用グループ サイバーセキュリティグループ 機械技術グループ 電気技術グループ 計装技術グループ 通信システムグループ 土木基盤技術グループ 土木水対策技術グループ 建築保守技術グループ 建築建設技術グループ ※3：原子炉主任技術者及び電気主任技術者を総称して「主任技術者」という。	（保安に関する組織） 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。 図4 （中略） 【福島第一原子力発電所】 ※ → 原子炉主任技術者※³ ※※→ 所 長 業務統括室 原子力発電 保安運営委員会 電気主任技術者※³ セキュリティ管理部 汚染水対策プログラム部 プール燃料取り出しプログラム部 燃料デブリ取り出しプログラム部 廃棄物対策プログラム部 敷地全般管理・対応プログラム部 ※※※ 資材グループ 労務人事グループ 核セキュリティ運営管理グループ 核セキュリティ施設運用グループ サイバーセキュリティグループ ※3：原子炉主任技術者及び電気主任技術者を総称して「主任技術者」という。	組織改編に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
↓ ※※※ 建設・運用・保守センター 運用部 1～4号当直 5・6号当直 水処理当直 運用支援グループ 作業管理グループ 機械部 保全計画グループ 1～6号機械設備グループ 共用機械設備グループ 電気・計装部 電気設備保守グループ 電気設備建設グループ 燃料計装設備グループ 水処理計装設備グループ 土木部 土木基盤設備グループ 土木水対策設備グループ 建築部 建築設備保守グループ 建築設備建設グループ 防災・放射線センター 放射線・環境部 保安総括グループ 放射線防護グループ 放出・環境モニタリンググループ 分析評価グループ 防災安全部 労働安全・防火グループ 原子力防災グループ 水処理センター 水処理総括グループ 水処理設備技術グループ 水処理計画グループ 地下水対策設備グループ 滞留水処理設備グループ 多核種除去設備グループ 貯留設備グループ	↓ ※※※ 施設管理センター 運用部 1～4号当直 5・6号当直 水処理当直 運用支援グループ 作業管理グループ 機械部 保全計画グループ 1～4号機械設備グループ 5・6号機械設備グループ 共用機械設備グループ 電気・計装部 1～4号電気設備グループ 5・6号電気設備グループ 電気設備建設グループ 燃料計装設備グループ 水処理計装設備グループ 廃棄物計装設備グループ 通信システムグループ 土木部 土木基盤グループ 港湾土木グループ 地下水土木グループ 貯留設備土木グループ 建築部 建築設備保守第一グループ 建築設備保守第二グループ 建築設備建設第一グループ 建築設備建設第二グループ 防災・放射線センター 放射線・環境部 保安総括グループ 放射線防護グループ 放出・環境モニタリンググループ 分析評価グループ 防災安全部 労働安全・防火グループ 原子力防災グループ 水処理センター 水処理総括グループ 水処理設備技術グループ 水処理計画グループ 地下水対策設備グループ 滞留水処理設備グループ 多核種除去設備グループ 貯留設備グループ	組織改編に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）		
変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
（保安に関する職務） 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。廃炉安全・品質室に置かれるグループの職務については、「保安管理基本マニュアル」の中で定める。 （中略） 2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の各部・室・センターの職務は次のとおり。各部・室・センターに置かれる各グループの職務については、「保安管理基本マニュアル」の中で定める。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第68条（施設管理計画）に基づき実施する。 （1）所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。 （2）業務統括室は、調達及び要員の計画・管理に関する業務を行う。 （3）セキュリティ管理部は、周辺監視区域及び保全区域の境界の管理及び設備の運用並びにサイバーセキュリティの総括に関する業務を行う。 （4）汚染水対策プログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第11条による。）のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留している建屋、<u>多核種除去設備等</u>、サブドレン他水処理施設、ゼオライト土嚢等処理設備のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。 （5）プール燃料取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号機燃料取扱系及び燃料貯蔵設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備のプロジェクトの計画及び管理並びに1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号機燃料取扱系及び燃料貯蔵設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備、使用済燃料共用プール設備の燃料管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に係る機械設備、建築設備の設計、建設・設置、保守管理及び運転管理に関する業務を行う。 （6）燃料デブリ取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、燃料デブリ取り出しに関する設備、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク、原水地下タンクに係る機械設備の保守管理に関する業務を除く。）、原子炉圧力容器・格納容器ホウ酸水注入設備、原子炉格納容器内窒素封入設備、原子炉格納容器ガス管理設備、3号機原子炉格納容器内取水設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。	（保安に関する職務） 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。廃炉安全・品質室に置かれるグループの職務については、「保安管理基本マニュアル」の中で定める。 （中略） 2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の各部・室・センターの職務は次のとおり。各部・室・センターに置かれる各グループの職務については、「保安管理基本マニュアル」の中で定める。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第68条（施設管理計画）に基づき実施する。 （1）所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。 （2）業務統括室は、調達及び要員の計画・管理に関する業務を行う。 （3）セキュリティ管理部は、周辺監視区域及び保全区域の境界の管理及び設備の運用並びにサイバーセキュリティの総括に関する業務を行う。 （4）汚染水対策プログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第11条による。）のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留している建屋、サブドレン他水処理施設、ゼオライト土嚢等処理設備のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。<u>また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水一時貯留設備に限る。）、ゼオライト土嚢等処理設備に係る機械設備の設計に関する業務を行う。</u> （5）プール燃料取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号機燃料取扱系及び燃料貯蔵設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備のプロジェクトの計画及び管理並びに1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号機燃料取扱系及び燃料貯蔵設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備、使用済燃料共用プール設備の燃料管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に係る機械設備、建築設備の設計、建設・設置、保守管理及び運転管理に関する業務を行う。 （6）燃料デブリ取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、燃料デブリ取り出しに関する設備、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク、原水地下タンクに係る機械設備の保守管理に関する業務を除く。）、原子炉圧力容器・格納容器ホウ酸水注入設備、原子炉格納容器内窒素封入設備、原子炉格納容器ガス管理設備、3号機原子炉格納容器内取水設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。	組織改編に伴う変更

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
(7) 廃棄物対策プログラム部は、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設等、<u>放射性物質分析・研究施設</u>、大型廃棄物保管庫のプロジェクトの計画及び管理並びに放射性物質分析・研究施設の設計及び建設・設置の統括管理に関する業務を行う。また、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設（サイトバンカを除く。）、大型廃棄物保管庫の運転管理並びに放射性固体廃棄物等の管理施設、大型廃棄物保管庫の放射性固体廃棄物等の管理に関する業務を行う。 (8) 敷地全般管理・対応プログラム部は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、屋外エリアのプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。（プール燃料取り出しプログラム部が所管する業務を除く。） <u>(9) 計画・設計センターは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等に係る機械設備、電気設備、計装設備、土木設備、建築設備の設計に関する業務を行う。（プール燃料取り出しプログラム部、燃料デブリ取り出しプログラム部、放射線・環境部、水処理センターが所管する業務を除く。）</u> (10) 運用部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等の運転管理に関する業務を行う。（プール燃料取り出しプログラム部、廃棄物対策プログラム部、土木部、水処理センターが所管する業務を除く。） (11) 機械部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等に係る機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。（プール燃料取り出しプログラム部、燃料デブリ取り出しプログラム部、水処理センターが所管する業務を除く。） (12) 電気・計装部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等に係る電気設備、計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。（放射線・環境部、水処理センターが所管する業務を除く。） (13) 土木部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等に係る土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。（水処理センターが所管する業務を除く。）また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、サブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備に限る。）の運転管理に関する業務を行う。 (14) 建築部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等に係る建築設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。（プール燃料取り出しプログラム部が所管する業務を除く。） (15) 放射線・環境部は、放射線管理、液体・気体放射性廃棄物管理、放射能・化学分析等、放射性物質分析・研究施設の保安管理の統括管理に関する業務を行う。また、その他安全確保設備等のうち、放射線管理関係設備等（モニタリングポストに限る。）の設計、建設・設置、保守管理並びに分析設備等の保守管理に関する業務を行う。 (16) 防災安全部は、防災安全及び原子力防災の総括に関する業務を行う。 (17) 水処理センターは、1～4号炉の汚染水及び滞留水の移送、処理、貯留及び多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質を告示濃度限度比総和1未満まで浄化処理した水の移送、貯留、放出の運転計画、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留している建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等、ALPS処理水希釈放出設備に係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理、ゼオライト土嚢等処理設備に係る計装設備の建設・設置及び保守管理並びに汚染水処理設備等（貯留設備に限る。）に係る土木設備の保守管理に関する業務を行う。また、<u>1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、ゼオライト土嚢等処理設備</u>、その他安全確保設備等のうち、油処理装置に係る機械設備の設計、建設・設置、保守管理及び運転管理並びにモバイル型ストロンチウム除去装置等、第二モバイル型ストロンチウム除去装置等、放水路浄化設備（計装設備を除く。）に係る機械設備、電気設備、計装設備の保守管理に関する業務を行う。	(7) 廃棄物対策プログラム部は、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設等、大型廃棄物保管庫のプロジェクトの計画及び管理、<u>放射性固体廃棄物等の管理施設等（雑固体廃棄物焼却設備、増設雑固体廃棄物焼却設備を除く。）</u>、大型廃棄物保管庫に係る機械設備の設計並びに放射性物質分析・研究施設の<u>プロジェクトの計画及び管理</u>、設計及び建設・設置の統括管理に関する業務を行う。また、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設（サイトバンカを除く。）、大型廃棄物保管庫の運転管理並びに放射性固体廃棄物等の管理施設、大型廃棄物保管庫の放射性固体廃棄物等の管理に関する業務を行う。 (8) 敷地全般管理・対応プログラム部は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、屋外エリアのプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。（プール燃料取り出しプログラム部が所管する業務を除く。） (9) 運用部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等の運転管理に関する業務を行う。（プール燃料取り出しプログラム部、廃棄物対策プログラム部、土木部、水処理センターが所管する業務を除く。） (10) 機械部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等に係る機械設備の<u>設計</u>、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。（<u>汚染水対策プログラム部</u>、プール燃料取り出しプログラム部、燃料デブリ取り出しプログラム部、<u>廃棄物対策プログラム部</u>、水処理センターが所管する業務を除く。） (11) 電気・計装部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等に係る電気設備、計装設備の<u>設計</u>、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。（放射線・環境部、水処理センターが所管する業務を除く。） (12) 土木部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等に係る土木設備の<u>設計</u>、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。（水処理センターが所管する業務を除く。）また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、サブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備に限る。）の運転管理に関する業務を行う。 (13) 建築部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等に係る建築設備の<u>設計</u>、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。（プール燃料取り出しプログラム部が所管する業務を除く。） (14) 放射線・環境部は、放射線管理、液体・気体放射性廃棄物管理、放射能・化学分析等、放射性物質分析・研究施設の保安管理の統括管理に関する業務を行う。また、その他安全確保設備等のうち、放射線管理関係設備等（モニタリングポストに限る。）の設計、建設・設置、保守管理並びに分析設備等の保守管理に関する業務を行う。 (15) 防災安全部は、防災安全及び原子力防災の総括に関する業務を行う。 (16) 水処理センターは、1～4号炉の汚染水及び滞留水の移送、処理、貯留及び多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質を告示濃度限度比総和1未満まで浄化処理した水の移送、貯留、放出の運転計画、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留している建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等、ALPS処理水希釈放出設備に係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理、ゼオライト土嚢等処理設備に係る<u>機械設備</u>、計装設備の建設・設置、保守管理<u>及び運転管理</u>並びに汚染水処理設備等（貯留設備に限る。）に係る土木設備の保守管理に関する業務を行う。また、その他安全確保設備等のうち、油処理装置に係る機械設備の設計、建設・設置、保守管理及び運転管理並びにモバイル型ストロンチウム除去装置等、第二モバイル型ストロンチウム除去装置等、放水路浄化設備（計装設備を除く。）に係る機械設備、電気設備、計装設備の保守管理に関する業務を行う。	組織改編に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）		
変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
3. 各職位は次のとおり，当該業務にあたる。 （1）プロジェクトマネジメント室長及び廃炉安全・品質室長は，廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し，廃炉・汚染水対策最高責任者が各組織を指導監督するための報告及び助言を行うとともに，発電所組織が業務を行うための支援及び助言を行う。また，第4条の定めのとおり，当該室が所管するグループの業務を統括管理する。 （2）本社各部長（原子力人財育成センター所長を含む。）は，廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し，第4条の定めのとおり，当該部が所管するグループの業務を統括管理する。 （3）業務統括室長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管するグループの業務を統括管理する。 （4）各プログラム部長は，所長を補佐し，所管するグループの業務を統括管理する。 <u>（5）計画・設計センター所長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管するグループの業務を統括管理する。</u> （6）<u>建設・運用・保守センター</u>所長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管する各部の業務を統括管理する。 （7）防災・放射線センター所長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管する各部の業務を統括管理する。 （8）水処理センター所長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管するグループの業務を統括管理する。 （9）発電所各部長は，第4条の定めのとおり，当該部が所管するグループの業務を統括管理する。 （10）本社廃炉安全・品質室各グループマネージャー及び発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい，当直長を含む。）は，グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し，所管する業務を遂行するとともに，所管業務に基づき緊急時の措置，保安教育ならびに記録及び報告を行う。 （11）グループ員（当直員を含む。）は，GMの指示・指導に従い，業務を遂行する。 （中略）	3. 各職位は次のとおり，当該業務にあたる。 （1）プロジェクトマネジメント室長及び廃炉安全・品質室長は，廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し，廃炉・汚染水対策最高責任者が各組織を指導監督するための報告及び助言を行うとともに，発電所組織が業務を行うための支援及び助言を行う。また，第4条の定めのとおり，当該室が所管するグループの業務を統括管理する。 （2）本社各部長（原子力人財育成センター所長を含む。）は，廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し，第4条の定めのとおり，当該部が所管するグループの業務を統括管理する。 （3）業務統括室長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管するグループの業務を統括管理する。 （4）各プログラム部長は，所長を補佐し，所管するグループの業務を統括管理する。 （5）<u>施設管理センター</u>所長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管する各部の業務を統括管理する。 （6）防災・放射線センター所長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管する各部の業務を統括管理する。 （7）水処理センター所長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管するグループの業務を統括管理する。 （8）発電所各部長は，第4条の定めのとおり，当該部が所管するグループの業務を統括管理する。 （9）本社廃炉安全・品質室各グループマネージャー及び発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい，当直長を含む。）は，グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し，所管する業務を遂行するとともに，所管業務に基づき緊急時の措置，保安教育ならびに記録及び報告を行う。 （10）グループ員（当直員を含む。）は，GMの指示・指導に従い，業務を遂行する。 （中略）	組織改編に伴う変更

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
（原子力発電保安運営委員会） 第7条 発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 2．運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 （1）保安管理体制に関する事項 （2）運転管理に関する事項 （3）燃料管理に関する事項 （4）放射性廃棄物管理に関する事項 （5）放射線管理に関する事項 （6）施設管理に関する事項 （7）原子炉施設の改造に関する事項 （8）緊急時における運転操作に関する事項 3．所長を委員長とする。 4．運営委員会は、委員長、廃炉安全・品質室長、<u>計画・設計センター</u>所長、原子炉主任技術者、電気主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。 （中略）	（原子力発電保安運営委員会） 第7条 発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 2．運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 （1）保安管理体制に関する事項 （2）運転管理に関する事項 （3）燃料管理に関する事項 （4）放射性廃棄物管理に関する事項 （5）放射線管理に関する事項 （6）施設管理に関する事項 （7）原子炉施設の改造に関する事項 （8）緊急時における運転操作に関する事項 3．所長を委員長とする。 4．運営委員会は、委員長、廃炉安全・品質室長、<u>施設管理センター</u>所長、原子炉主任技術者、電気主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。 （中略）	組織改編に伴う変更

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
（異常時のための措置） 第１６条の２ 原子炉注水設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、次の措置を講じる。 （１）１～<u>６</u>号機械設備GM及び当直長は、原子炉注水設備について異常時の措置の活動を行うための訓練を、１年に１回以上実施する。 （２）１～<u>６</u>号機械設備GMは、表１６の２－１に定める異常時の措置の活動を行うために必要な消防車を配備し、１ヶ月に１回点検を行う。 （３）１～<u>６</u>号機械設備GMは、異常時の措置の活動に必要な（２）以外のその他資機材を定め、配備する。 （４）１～<u>６</u>号機械設備GMは、表１６の２－１に示す消防車を操作するために必要な要員を確保する。 （５）１～<u>６</u>号機械設備GMは、（１）、（３）及び（４）に定める事項について、当直長は、（１）に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 （中略） ２．使用済燃料プール循環冷却設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、次の措置を講じる。 （１）１～<u>６</u>号機械設備GMは、使用済燃料プール循環冷却設備について異常時の措置の活動を行うための訓練を、１年に１回以上実施する。 （２）１～<u>６</u>号機械設備GMは、表１６の２－２又は表１６の２－３に定める異常時の措置の活動を行うために必要な消防車及びコンクリートポンプ車又は高所送水車を配備し、１ヶ月に１回点検を行う。 （３）１～<u>６</u>号機械設備GMは、異常時の措置の活動に必要な（２）以外のその他資機材を定め、配備する。 （４）１～<u>６</u>号機械設備GMは、表１６の２－２又は表１６の２－３に示す消防車及びコンクリートポンプ車又は高所送水車を操作するために必要な要員を確保する。 （５）１～<u>６</u>号機械設備GMは、（１）、（３）及び（４）に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 （中略） ３．電気設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、次の措置を講じる。 （１）電気設備<u>保守</u>GMは、電気設備について異常時の措置の活動（電源車の使用）を行うための訓練を、１年に１回以上実施する。 （２）電気設備<u>保守</u>GMは、表１６の２－４に定める異常時の措置の活動を行うために必要な電源車を配備し、１ヶ月に１回点検を行う。 （３）当直長は、表１６の２－４に定める異常時の措置の活動を行うために必要な所内共通ディーゼル発電機※^２の動作確認を１ヶ月に１回行う。 （４）電気設備<u>保守</u>GMは、異常時の措置の活動に必要な（２）以外のその他資機材を定め、配備する。 （５）電気設備<u>保守</u>GMは、表１６の２－４に示す電源車を操作するために必要な要員を確保する。 （６）当直長は、表１６の２－４に示す所内共通ディーゼル発電機※^２を操作するために必要な要員を確保する。 （７）電気設備<u>保守</u>GMは、（１）、（４）及び（５）に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 （中略）	（異常時のための措置） 第１６条の２ 原子炉注水設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、次の措置を講じる。 （１）１～<u>４</u>号機械設備GM及び当直長は、原子炉注水設備について異常時の措置の活動を行うための訓練を、１年に１回以上実施する。 （２）１～<u>４</u>号機械設備GMは、表１６の２－１に定める異常時の措置の活動を行うために必要な消防車を配備し、１ヶ月に１回点検を行う。 （３）１～<u>４</u>号機械設備GMは、異常時の措置の活動に必要な（２）以外のその他資機材を定め、配備する。 （４）１～<u>４</u>号機械設備GMは、表１６の２－１に示す消防車を操作するために必要な要員を確保する。 （５）１～<u>４</u>号機械設備GMは、（１）、（３）及び（４）に定める事項について、当直長は、（１）に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 （中略） ２．使用済燃料プール循環冷却設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、次の措置を講じる。 （１）１～<u>４</u>号機械設備GMは、使用済燃料プール循環冷却設備について異常時の措置の活動を行うための訓練を、１年に１回以上実施する。 （２）１～<u>４</u>号機械設備GMは、表１６の２－２又は表１６の２－３に定める異常時の措置の活動を行うために必要な消防車及びコンクリートポンプ車又は高所送水車を配備し、１ヶ月に１回点検を行う。 （３）１～<u>４</u>号機械設備GMは、異常時の措置の活動に必要な（２）以外のその他資機材を定め、配備する。 （４）１～<u>４</u>号機械設備GMは、表１６の２－２又は表１６の２－３に示す消防車及びコンクリートポンプ車又は高所送水車を操作するために必要な要員を確保する。 （５）１～<u>４</u>号機械設備GMは、（１）、（３）及び（４）に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 （中略） ３．電気設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として、次の措置を講じる。 （１）<u>１～４号</u>電気設備GMは、電気設備について異常時の措置の活動（電源車の使用）を行うための訓練を、１年に１回以上実施する。 （２）<u>１～４号</u>電気設備GMは、表１６の２－４に定める異常時の措置の活動を行うために必要な電源車を配備し、１ヶ月に１回点検を行う。 （３）当直長は、表１６の２－４に定める異常時の措置の活動を行うために必要な所内共通ディーゼル発電機※^２の動作確認を１ヶ月に１回行う。 （４）<u>１～４号</u>電気設備GMは、異常時の措置の活動に必要な（２）以外のその他資機材を定め、配備する。 （５）<u>１～４号</u>電気設備GMは、表１６の２－４に示す電源車を操作するために必要な要員を確保する。 （６）当直長は、表１６の２－４に示す所内共通ディーゼル発電機※^２を操作するために必要な要員を確保する。 （７）<u>１～４号</u>電気設備GMは、（１）、（４）及び（５）に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 （中略）	組織改編に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第１編）		
変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
（水質管理） 第１７条 分析評価GMは、使用済燃料プール水の導電率（40mS/m を超える場合は塩化物イオン濃度）及び pH を３ヶ月に１回確認し、その結果を１～<u>6</u>号機械設備GMに通知する。 ２．分析評価GMは、処理水バッファタンク水の導電率（40mS/m を超える場合は塩化物イオン濃度）を３ヶ月に１回確認し、その結果を１～<u>6</u>号機械設備GMに通知する。 ３．分析評価GMは、１号炉、２号炉及び３号炉の復水貯蔵タンク水の導電率（40mS/m を超える場合は塩化物イオン濃度）を３ヶ月に１回確認し、その結果を１～<u>6</u>号機械設備GMに通知する。 ４．１～<u>6</u>号機械設備GMは、使用済燃料プール水、処理水バッファタンク水並びに１号炉、２号炉及び３号炉の復水貯蔵タンク水の水質が表１７に定める基準値の範囲にない場合は、基準値の範囲内に回復するよう努める。 （中略） （使用済燃料プールの水位及び水温） 第２０条 使用済燃料プールの水位及び水温は、表２０－１で定める事項を施設運用上の基準とする。ただし、使用済燃料プールの水温については、３号炉及び４号炉を除く。 ２．使用済燃料プールの水位及び水温が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。 （１）当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることを毎日１回確認する。 なお、使用済燃料プール循環冷却系が停止中の場合にはオーバーフロー水位付近にあることを評価する。 （２）当直長は、使用済燃料プールの水温が 65℃以下（１号炉は 60℃以下）であることを毎日１回確認する。なお、使用済燃料プールの水温が確認できない場合には使用済燃料プールの水温が 65℃以下（１号炉は 60℃以下）であることを評価する。 ３．当直長は、使用済燃料プールの水位又は水温が第１項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、１～<u>6</u>号機械設備GMに報告し、１～<u>6</u>号機械設備GMは表２０－２の措置を講じる。 （中略）	（水質管理） 第１７条 分析評価GMは、使用済燃料プール水の導電率（40mS/m を超える場合は塩化物イオン濃度）及び pH を３ヶ月に１回確認し、その結果を１～<u>4</u>号機械設備GMに通知する。 ２．分析評価GMは、処理水バッファタンク水の導電率（40mS/m を超える場合は塩化物イオン濃度）を３ヶ月に１回確認し、その結果を１～<u>4</u>号機械設備GMに通知する。 ３．分析評価GMは、１号炉、２号炉及び３号炉の復水貯蔵タンク水の導電率（40mS/m を超える場合は塩化物イオン濃度）を３ヶ月に１回確認し、その結果を１～<u>4</u>号機械設備GMに通知する。 ４．１～<u>4</u>号機械設備GMは、使用済燃料プール水、処理水バッファタンク水並びに１号炉、２号炉及び３号炉の復水貯蔵タンク水の水質が表１７に定める基準値の範囲にない場合は、基準値の範囲内に回復するよう努める。 （中略） （使用済燃料プールの水位及び水温） 第２０条 使用済燃料プールの水位及び水温は、表２０－１で定める事項を施設運用上の基準とする。ただし、使用済燃料プールの水温については、３号炉及び４号炉を除く。 ２．使用済燃料プールの水位及び水温が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。 （１）当直長は、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近にあることを毎日１回確認する。 なお、使用済燃料プール循環冷却系が停止中の場合にはオーバーフロー水位付近にあることを評価する。 （２）当直長は、使用済燃料プールの水温が 65℃以下（１号炉は 60℃以下）であることを毎日１回確認する。なお、使用済燃料プールの水温が確認できない場合には使用済燃料プールの水温が 65℃以下（１号炉は 60℃以下）であることを評価する。 ３．当直長は、使用済燃料プールの水位又は水温が第１項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、１～<u>4</u>号機械設備GMに報告し、１～<u>4</u>号機械設備GMは表２０－２の措置を講じる。 （中略）	組織改編に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第１編）		
変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
（使用済燃料プール一次系系統水の建屋外への漏えい監視） 第２２条 使用済燃料プール一次系系統は、表２２－１で定める事項を施設運用上の基準とする。 ２．使用済燃料プール一次系系統が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。 （１）当直長は、使用済燃料プール一次系系統水の建屋外への漏えいがないことを毎日１回漏えい警報又はスキマサージタンクの水位低下傾向により確認する。なお、漏えいのおそれがあると判断した場合（漏えい警報及びスキマサージタンクの水位低下傾向により確認が出来ない場合を含む）には、巡視等により建屋外への漏えいがないことを確認する。 ３．当直長は、使用済燃料プール一次系系統が第１項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、１～<u>６</u>号機械設備GMに報告し、１～<u>６</u>号機械設備GMは表２２－２の措置を講じる。 （中略） （汚染水処理設備等で発生した廃棄物の管理） 第４０条 各GMは、表４０－１に定める放射性廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた施設に貯蔵する。 （中略） ８．１～<u>６</u>号機械設備GMは、モバイル式処理装置（塩分除去装置）のＲＯ膜装置フィルタ類又はイオン交換装置樹脂を固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定する。 （中略）	（使用済燃料プール一次系系統水の建屋外への漏えい監視） 第２２条 使用済燃料プール一次系系統は、表２２－１で定める事項を施設運用上の基準とする。 ２．使用済燃料プール一次系系統が前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。 （１）当直長は、使用済燃料プール一次系系統水の建屋外への漏えいがないことを毎日１回漏えい警報又はスキマサージタンクの水位低下傾向により確認する。なお、漏えいのおそれがあると判断した場合（漏えい警報及びスキマサージタンクの水位低下傾向により確認が出来ない場合を含む）には、巡視等により建屋外への漏えいがないことを確認する。 ３．当直長は、使用済燃料プール一次系系統が第１項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、１～<u>４</u>号機械設備GMに報告し、１～<u>４</u>号機械設備GMは表２２－２の措置を講じる。 （中略） （汚染水処理設備等で発生した廃棄物の管理） 第４０条 各GMは、表４０－１に定める放射性廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた施設に貯蔵する。 （中略） ８．１～<u>４</u>号機械設備GMは、モバイル式処理装置（塩分除去装置）のＲＯ膜装置フィルタ類又はイオン交換装置樹脂を固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定する。 （中略）	組織改編に伴う変更

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
附 則 附則（令和８年５月１８日 原規規発第 2605181 号） （施行期日） 第 1 条 <u>この規定は、令和８年５月２８日から施行する。</u> ２．第 4 2 条の 2 の表 4 2 の 2－1 における固体廃棄物貯蔵庫第 1 1 棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第 1 1 棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 ３．添付 1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第 1 1 棟の管理区域図面並びに添付 2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第 1 1 棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。 附則（令和８年３月２３日 原規規発第 2603231 号） （施行期日） 第 1 条 ２．第 3 条及び第 3 8 条の 2 については、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物を構外へ搬出しようとする日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 （以下、省略）	附 則 <u>附則（</u> <u>（施行期日）</u> <u>第 1 条</u> <u>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 6 0 日以内に施行する。</u> 附則（令和８年５月１８日 原規規発第 2605181 号） （施行期日） 第 1 条 ２．第 4 2 条の 2 の表 4 2 の 2－1 における固体廃棄物貯蔵庫第 1 1 棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第 1 1 棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 ３．添付 1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第 1 1 棟の管理区域図面並びに添付 2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第 1 1 棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。 附則（令和８年３月２３日 原規規発第 2603231 号） （施行期日） 第 1 条 ２．第 3 条及び第 3 8 条の 2 については、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物を構外へ搬出しようとする日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 （以下、省略）	組織改編に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）		
変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
（品質マネジメントシステム計画） 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり，以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。 （中略） 4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）は，本品質マネジメントシステム計画に従って，品質マネジメントシステムを確立し，文書化し，実施し，かつ，維持する。また，その品質マネジメントシステムの実効性を維持するため，継続的に改善する。 （中略） 4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。これらの文書は，保安活動の重要度に応じて作成し，当該文書に規定する事項を実施する。また，これらの文書体系を図2に，各マニュアルと各条文の関連を c) 及び d) の表に示す。なお，記録は適正に作成する。 （中略）	（品質マネジメントシステム計画） 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり，以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。 （中略） 4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）は，本品質マネジメントシステム計画に従って，品質マネジメントシステムを確立し，文書化し，実施し，かつ，維持する。また，その品質マネジメントシステムの実効性を維持するため，継続的に改善する。 （中略） 4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。これらの文書は，保安活動の重要度に応じて作成し，当該文書に規定する事項を実施する。また，これらの文書体系を図2に，各マニュアルと各条文の関連を c) 及び d) の表に示す。なお，記録は適正に作成する。 （中略）	変更なし

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変 更 前					変 更 後					変 更 理 由
d) 組織内のプロセスの実効的な計画，運用及び管理を確実に実施するために，必要と決定した文書及び記録 ①以下の文書					d) 組織内のプロセスの実効的な計画，運用及び管理を確実に実施するために，必要と決定した文書及び記録 ①以下の文書					組織改編に伴う変更
第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	管理箇所	第3条以外の 関連条文	第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	管理箇所	第3条以外の 関連条文	
5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）	原子力安全・統括部	—	5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）	原子力安全・統括部	—	
5.4.2	5.4.2	原子力リスク管理基本マニュアル	プロジェクトマネジメント室	—	5.4.2	5.4.2	原子力リスク管理基本マニュアル	プロジェクトマネジメント室	—	
5.4.2, 7.1	5.4.2, 7.1	変更管理基本マニュアル	業務統括室	—	5.4.2, 7.1	5.4.2, 7.1	変更管理基本マニュアル	業務統括室	—	
5.5.4	5.5.4	保安管理基本マニュアル	廃炉安全・品質室	第6条～第9条の3	5.5.4	5.5.4	保安管理基本マニュアル	廃炉安全・品質室	第6条～第9条の3	
5.6, 8.5.1	5.6, 8.5.1	マネジメントレビュー実施基本マニュアル	業務統括室	—	5.6, 8.5.1	5.6, 8.5.1	マネジメントレビュー実施基本マニュアル	業務統括室	—	
6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）	原子力人財育成センター	第118条～第120条	6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）	原子力人財育成センター	第118条～第120条	
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	燃料管理基本マニュアル	プール燃料取り出しプログラム部	第55条, 第72条, 第79条, 第80条, 第85条, 第86条, 第103条, 第104条, 第120条	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	燃料管理基本マニュアル	プール燃料取り出しプログラム部	第55条, 第72条, 第79条, 第80条, 第85条, 第86条, 第103条, 第104条, 第120条	
		放射性廃棄物管理基本マニュアル	防災・放射線センター	第87条～第90条, 第120条			放射性廃棄物管理基本マニュアル	防災・放射線センター	第87条～第90条, 第120条	
		施設管理基本マニュアル	建設・運用・保守センター	第90条, 第102条, 第107条, 第120条			施設管理基本マニュアル	施設管理センター	第90条, 第102条, 第107条, 第120条	
		放射線管理基本マニュアル	防災・放射線センター	第92条～第99条, 第100条～第106条, 第120条			放射線管理基本マニュアル	防災・放射線センター	第92条～第99条, 第100条～第106条, 第120条	
		原子力災害対策基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）	原子力運営管理部	第108条～第117条			原子力災害対策基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）	原子力運営管理部	第108条～第117条	
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6, 8.2.4	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6, 8.2.4	運転管理基本マニュアル	建設・運用・保守センター	第7条, 第11条の3, 第12条～第15条, 第17条, 第17条の2, 第55条, 第72条～第77条, 第87条, 第94条, 第95条, 第120条, 第121条	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6, 8.2.4	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6, 8.2.4	運転管理基本マニュアル	施設管理センター	第7条, 第11条の3, 第12条～第15条, 第17条, 第17条の2, 第55条, 第72条～第77条, 第87条, 第94条, 第95条, 第120条, 第121条	
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	法令等の遵守に係る活動基本マニュアル	業務統括室	第2条の2	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	法令等の遵守に係る活動基本マニュアル	業務統括室	第2条の2	
		健全な安全文化の育成及び維持に係る基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）	原子力安全・統括部	—			健全な安全文化の育成及び維持に係る基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）	原子力安全・統括部	—	
7.2.3, 8.2.1	7.2.3, 8.2.1	外部コミュニケーション基本マニュアル	プロジェクトマネジメント室	—	7.2.3, 8.2.1	7.2.3, 8.2.1	外部コミュニケーション基本マニュアル	プロジェクトマネジメント室	—	
7.3	7.3	設計管理基本マニュアル	計画・設計センター	—	7.3	7.3	設計管理基本マニュアル	施設管理センター	—	
7.4	7.4	調達管理基本マニュアル	計画・設計センター	—	7.4	7.4	調達管理基本マニュアル	施設管理センター	—	
		原子燃料調達基本マニュアル	プール燃料取り出しプログラム部	—			原子燃料調達基本マニュアル	プール燃料取り出しプログラム部	—	
8.2.4	8.2.4	検査及び試験基本マニュアル	廃炉安全・品質室	第107条, 第120条	8.2.4	8.2.4	検査及び試験基本マニュアル	廃炉安全・品質室	第107条, 第120条	
(中略)					(中略)					

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
（保安に関する組織） 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。 図4 （中略） 【福島第一原子力発電所】 ※ → 原子炉主任技術者※³ ※※→ 所 長 ※3：原子炉主任技術者及び電気主任技術者を総称して「主任技術者」という。	（保安に関する組織） 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。 図4 （中略） 【福島第一原子力発電所】 ※ → 原子炉主任技術者※³ ※※→ 所 長 ※3：原子炉主任技術者及び電気主任技術者を総称して「主任技術者」という。	組織改編に伴う変更

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
↓ ※※※ 建設・運用・保守センター 運用部 1～4号当直 5・6号当直 水処担当直 運用支援グループ 作業管理グループ 機械部 保全計画グループ 1～6号機械設備グループ 共用機械設備グループ 電気・計装部 電気設備保守グループ 電気設備建設グループ 燃料計装設備グループ 水処理計装設備グループ 土木部 土木基盤設備グループ 土木水対策設備グループ 建築部 建築設備保守グループ 建築設備建設グループ 防災・放射線センター 放射線・環境部 保安総括グループ 放射線防護グループ 放出・環境モニタリンググループ 分析評価グループ 防災安全部 労働安全・防火グループ 原子力防災グループ 水処理センター 水処理総括グループ 水処理設備技術グループ 水処理計画グループ 地下水対策設備グループ 滞留水処理設備グループ 多核種除去設備グループ 貯留設備グループ	↓ ※※※ 施設管理センター 運用部 1～4号当直 5・6号当直 水処担当直 運用支援グループ 作業管理グループ 機械部 保全計画グループ 1～4号機械設備グループ 5・6号機械設備グループ 共用機械設備グループ 電気・計装部 1～4号電気設備グループ 5・6号電気設備グループ 電気設備建設グループ 燃料計装設備グループ 水処理計装設備グループ 廃棄物計装設備グループ 通信システムグループ 土木部 土木基盤グループ 港湾土木グループ 地下水土木グループ 貯留設備土木グループ 建築部 建築設備保守第一グループ 建築設備保守第二グループ 建築設備建設第一グループ 建築設備建設第二グループ 防災・放射線センター 放射線・環境部 保安総括グループ 放射線防護グループ 放出・環境モニタリンググループ 分析評価グループ 防災安全部 労働安全・防火グループ 原子力防災グループ 水処理センター 水処理総括グループ 水処理設備技術グループ 水処理計画グループ 地下水対策設備グループ 滞留水処理設備グループ 多核種除去設備グループ 貯留設備グループ	組織改編に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）		
変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
（保安に関する職務） 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。廃炉安全・品質室に置かれるグループの職務については、「保安管理基本マニュアル」の中で定める。 （中略） 2．保安に関する職務のうち、発電所組織の各部・室・センターの職務は次のとおり。各部・室・センターに置かれる各グループの職務については、「保安管理基本マニュアル」の中で定める。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第107条（施設管理計画）に基づき実施する。 （1）所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。 （2）業務統括室は、調達及び要員の計画・管理に関する業務を行う。 （3）セキュリティ管理部は、周辺監視区域及び保全区域の境界の管理及び設備の運用並びにサイバーセキュリティの総括に関する業務を行う。 （4）汚染水対策プログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第11条による。）のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留している建屋、<u>多核種除去設備等</u>、サブドレン他水処理施設、ゼオライト土嚢等処理設備のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。 （5）プール燃料取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号機燃料取扱系及び燃料貯蔵設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備のプロジェクトの計画及び管理並びに1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号機燃料取扱系及び燃料貯蔵設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備、使用済燃料共用プール設備の燃料管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に係る機械設備、建築設備の設計、建設・設置、保守管理及び運転管理に関する業務を行う。 （6）燃料デブリ取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、燃料デブリ取り出しに関する設備、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク、原水地下タンクに係る機械設備の保守管理に関する業務を除く。）、原子炉圧力容器・格納容器ホウ酸水注入設備、原子炉格納容器内室素封入設備、原子炉格納容器ガス管理設備、3号機原子炉格納容器内取水設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。	（保安に関する職務） 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。廃炉安全・品質室に置かれるグループの職務については、「保安管理基本マニュアル」の中で定める。 （中略） 2．保安に関する職務のうち、発電所組織の各部・室・センターの職務は次のとおり。各部・室・センターに置かれる各グループの職務については、「保安管理基本マニュアル」の中で定める。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第107条（施設管理計画）に基づき実施する。 （1）所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。 （2）業務統括室は、調達及び要員の計画・管理に関する業務を行う。 （3）セキュリティ管理部は、周辺監視区域及び保全区域の境界の管理及び設備の運用並びにサイバーセキュリティの総括に関する業務を行う。 （4）汚染水対策プログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等（「安全確保設備等」の定義は第11条による。）のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留している建屋、サブドレン他水処理施設、ゼオライト土嚢等処理設備のプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。<u>また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等（滞留水一時貯留設備に限る。）、ゼオライト土嚢等処理設備に係る機械設備の設計に関する業務を行う。</u> （5）プール燃料取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号機燃料取扱系及び燃料貯蔵設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備のプロジェクトの計画及び管理並びに1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プール設備、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、5・6号機燃料取扱系及び燃料貯蔵設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備、使用済燃料共用プール設備の燃料管理に関する業務を行う。また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、使用済燃料プールからの燃料取り出し設備、その他安全確保設備等のうち、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に係る機械設備、建築設備の設計、建設・設置、保守管理及び運転管理に関する業務を行う。 （6）燃料デブリ取り出しプログラム部は、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、燃料デブリ取り出しに関する設備、原子炉圧力容器・格納容器注水設備（ろ過水タンク、純水タンク、原水地下タンクに係る機械設備の保守管理に関する業務を除く。）、原子炉圧力容器・格納容器ホウ酸水注入設備、原子炉格納容器内室素封入設備、原子炉格納容器ガス管理設備、3号機原子炉格納容器内取水設備のプロジェクトの計画及び管理並びにこれらに係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。	組織改編に伴う変更

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
(7) 廃棄物対策プログラム部は、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設等、<u>放射性物質分析・研究施設</u>、大型廃棄物保管庫のプロジェクトの計画及び管理並びに放射性物質分析・研究施設の設計及び建設・設置の統括管理に関する業務を行う。また、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設（サイトバンカを除く。）、大型廃棄物保管庫の運転管理並びに放射性固体廃棄物等の管理施設、大型廃棄物保管庫の放射性固体廃棄物等の管理に関する業務を行う。 (8) 敷地全般管理・対応プログラム部は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、屋外エリアのプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。（プール燃料取り出しプログラム部が所管する業務を除く。） <u>(9) 計画・設計センターは、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等に係る機械設備、電気設備、計装設備、土木設備、建築設備の設計に関する業務を行う。（プール燃料取り出しプログラム部、燃料デブリ取り出しプログラム部、放射線・環境部、水処理センターが所管する業務を除く。）</u> (10) 運用部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等の運転管理に関する業務を行う。（プール燃料取り出しプログラム部、廃棄物対策プログラム部、土木部、水処理センターが所管する業務を除く。） (11) 機械部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等に係る機械設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。（プール燃料取り出しプログラム部、燃料デブリ取り出しプログラム部、水処理センターが所管する業務を除く。） (12) 電気・計装部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等に係る電気設備、計装設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。（放射線・環境部、水処理センターが所管する業務を除く。） (13) 土木部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等に係る土木設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。（水処理センターが所管する業務を除く。）また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、サブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備に限る。）の運転管理に関する業務を行う。 (14) 建築部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等に係る建築設備の建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。（プール燃料取り出しプログラム部が所管する業務を除く。） (15) 放射線・環境部は、放射線管理、液体・気体放射性廃棄物管理、放射能・化学分析等、放射性物質分析・研究施設の保安管理の統括管理に関する業務を行う。また、その他安全確保設備等のうち、放射線管理関係設備等（モニタリングポストに限る。）の設計、建設・設置、保守管理並びに分析設備等の保守管理に関する業務を行う。 (16) 防災安全部は、防災安全及び原子力防災の総括に関する業務を行う。 (17) 水処理センターは、1～4号炉の汚染水及び滞留水の移送、処理、貯留及び多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質を告示濃度限度比総和1未満まで浄化処理した水の移送、貯留、放出の運転計画、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留している建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等、ALPS処理水希釈放出設備に係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理、ゼオライト土嚢等処理設備に係る計装設備の建設・設置及び保守管理並びに汚染水処理設備等（貯留設備に限る。）に係る土木設備の保守管理に関する業務を行う。また、<u>1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、ゼオライト土嚢等処理設備</u>、その他安全確保設備等のうち、油処理装置に係る機械設備の設計、建設・設置、保守管理及び運転管理並びにモバイル型ストロンチウム除去装置等、第二モバイル型ストロンチウム除去装置等、放水路浄化設備（計装設備を除く。）に係る機械設備、電気設備、計装設備の保守管理に関する業務を行う。	(7) 廃棄物対策プログラム部は、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設等、大型廃棄物保管庫のプロジェクトの計画及び管理、<u>放射性固体廃棄物等の管理施設等（雑固体廃棄物焼却設備、増設雑固体廃棄物焼却設備を除く。）</u>、大型廃棄物保管庫に係る機械設備の設計並びに放射性物質分析・研究施設の<u>プロジェクトの計画及び管理</u>、設計及び建設・設置の統括管理に関する業務を行う。また、その他安全確保設備等のうち、放射性固体廃棄物等の管理施設（サイトバンカを除く。）、大型廃棄物保管庫の運転管理並びに放射性固体廃棄物等の管理施設、大型廃棄物保管庫の放射性固体廃棄物等の管理に関する業務を行う。 (8) 敷地全般管理・対応プログラム部は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、屋外エリアのプロジェクトの計画及び管理に関する業務を行う。（プール燃料取り出しプログラム部が所管する業務を除く。） (9) 運用部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等の運転管理に関する業務を行う。（プール燃料取り出しプログラム部、廃棄物対策プログラム部、土木部、水処理センターが所管する業務を除く。） (10) 機械部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等に係る機械設備の<u>設計</u>、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。（<u>汚染水対策プログラム部</u>、プール燃料取り出しプログラム部、燃料デブリ取り出しプログラム部、<u>廃棄物対策プログラム部</u>、水処理センターが所管する業務を除く。） (11) 電気・計装部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等に係る電気設備、計装設備の<u>設計</u>、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。（放射線・環境部、水処理センターが所管する業務を除く。） (12) 土木部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等に係る土木設備の<u>設計</u>、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。（水処理センターが所管する業務を除く。）また、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、サブドレン他水処理施設（地下水ドレン集水設備に限る。）の運転管理に関する業務を行う。 (13) 建築部は、1～4号炉に係る安全確保設備等、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設、その他安全確保設備等に係る建築設備の<u>設計</u>、建設・設置及び保守管理に関する業務を行う。（プール燃料取り出しプログラム部が所管する業務を除く。） (14) 放射線・環境部は、放射線管理、液体・気体放射性廃棄物管理、放射能・化学分析等、放射性物質分析・研究施設の保安管理の統括管理に関する業務を行う。また、その他安全確保設備等のうち、放射線管理関係設備等（モニタリングポストに限る。）の設計、建設・設置、保守管理並びに分析設備等の保守管理に関する業務を行う。 (15) 防災安全部は、防災安全及び原子力防災の総括に関する業務を行う。 (16) 水処理センターは、1～4号炉の汚染水及び滞留水の移送、処理、貯留及び多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質を告示濃度限度比総和1未満まで浄化処理した水の移送、貯留、放出の運転計画、1～4号炉に係る安全確保設備等のうち、汚染水処理設備等、滞留水を貯留している建屋、多核種除去設備等、サブドレン他水処理施設、雨水処理設備等、ALPS処理水希釈放出設備に係る機械設備の設計、建設・設置及び保守管理、ゼオライト土嚢等処理設備に係る<u>機械設備</u>、計装設備の建設・設置、保守管理<u>及び運転管理</u>並びに汚染水処理設備等（貯留設備に限る。）に係る土木設備の保守管理に関する業務を行う。また、その他安全確保設備等のうち、油処理装置に係る機械設備の設計、建設・設置、保守管理及び運転管理並びにモバイル型ストロンチウム除去装置等、第二モバイル型ストロンチウム除去装置等、放水路浄化設備（計装設備を除く。）に係る機械設備、電気設備、計装設備の保守管理に関する業務を行う。	組織改編に伴う変更

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
3. 各職位は次のとおり，当該業務にあたる。 (1) プロジェクトマネジメント室長及び廃炉安全・品質室長は，廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し，廃炉・汚染水対策最高責任者が各組織を指導監督するための報告及び助言を行うとともに，発電所組織が業務を行うための支援及び助言を行う。また，第4条の定めのとおり，当該室が所管するグループの業務を統括管理する。 (2) 本社各部長（原子力人財育成センター所長を含む。）は，廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し，第4条の定めのとおり，当該部が所管するグループの業務を統括管理する。 (3) 業務統括室長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管するグループの業務を統括管理する。 (4) 各プログラム部長は，所長を補佐し，所管するグループの業務を統括管理する。 <u>(5) 計画・設計センター所長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管するグループの業務を統括管理する。</u> (6) <u>建設・運用・保守センター</u>所長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管する各部の業務を統括管理する。 (7) 防災・放射線センター所長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管する各部の業務を統括管理する。 (8) 水処理センター所長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管するグループの業務を統括管理する。 (9) 発電所各部長は，第4条の定めのとおり，当該部が所管するグループの業務を統括管理する。 (10) 本社廃炉安全・品質室各グループマネージャー及び発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい，当直長を含む。）は，グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し，所管する業務を遂行するとともに，所管業務に基づき緊急時の措置，保安教育ならびに記録及び報告を行う。 (11) グループ員（当直員を含む。）は，GMの指示・指導に従い，業務を遂行する。 （中略）	3. 各職位は次のとおり，当該業務にあたる。 (1) プロジェクトマネジメント室長及び廃炉安全・品質室長は，廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し，廃炉・汚染水対策最高責任者が各組織を指導監督するための報告及び助言を行うとともに，発電所組織が業務を行うための支援及び助言を行う。また，第4条の定めのとおり，当該室が所管するグループの業務を統括管理する。 (2) 本社各部長（原子力人財育成センター所長を含む。）は，廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し，第4条の定めのとおり，当該部が所管するグループの業務を統括管理する。 (3) 業務統括室長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管するグループの業務を統括管理する。 (4) 各プログラム部長は，所長を補佐し，所管するグループの業務を統括管理する。 (5) <u>施設管理センター</u>所長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管する各部の業務を統括管理する。 (6) 防災・放射線センター所長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管する各部の業務を統括管理する。 (7) 水処理センター所長は，所長を補佐し，第4条の定めのとおり，所管するグループの業務を統括管理する。 (8) 発電所各部長は，第4条の定めのとおり，当該部が所管するグループの業務を統括管理する。 (9) 本社廃炉安全・品質室各グループマネージャー及び発電所各グループマネージャー（以下「各GM」といい，当直長を含む。）は，グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し，所管する業務を遂行するとともに，所管業務に基づき緊急時の措置，保安教育ならびに記録及び報告を行う。 (10) グループ員（当直員を含む。）は，GMの指示・指導に従い，業務を遂行する。 （中略）	組織改編に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）		
変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
（原子力発電保安運営委員会） 第7条 発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 2．運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 （1）保安管理体制に関する事項 （2）運転管理に関する事項 （3）燃料管理に関する事項 （4）放射性廃棄物管理に関する事項 （5）放射線管理に関する事項 （6）施設管理に関する事項 （7）原子炉施設の改造に関する事項 （8）緊急時における運転操作に関する事項 3．所長を委員長とする。 4．運営委員会は、委員長、廃炉安全・品質室長、<u>計画・設計センター</u>所長、原子炉主任技術者、電気主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。 （中略） （5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）で発生した廃棄物の管理） 第87条の4 多核種除去設備GMは、表87の4－1に定める放射性廃棄物を定められた貯蔵施設に貯蔵する。 2．多核種除去設備GMは、表87の4－1に定める貯蔵施設において次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 （1）放射性廃棄物の貯蔵状況を1週間に1回確認する。 3．<u>1～6</u>号機械設備GMは、5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）浄化装置で使用したキレート樹脂及びゼオライト並びに淡水化装置で使用した逆浸透膜及びフィルタ類を固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定する。 4．廃棄物対策プログラム部長は、表87の4－2に定める貯蔵箇所において次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 （1）廃棄物の貯蔵状況を確認するために、1週間に1回貯蔵箇所を巡視するとともに、1ヶ月に1回貯蔵量を確認する。 （2）空間線量率及び空气中放射性物質濃度を定期的に測定するとともに、線量率測定結果を表示する。 （中略）	（原子力発電保安運営委員会） 第7条 発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 2．運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 （1）保安管理体制に関する事項 （2）運転管理に関する事項 （3）燃料管理に関する事項 （4）放射性廃棄物管理に関する事項 （5）放射線管理に関する事項 （6）施設管理に関する事項 （7）原子炉施設の改造に関する事項 （8）緊急時における運転操作に関する事項 3．所長を委員長とする。 4．運営委員会は、委員長、廃炉安全・品質室長、<u>施設管理センター</u>所長、原子炉主任技術者、電気主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。 （中略） （5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）で発生した廃棄物の管理） 第87条の4 多核種除去設備GMは、表87の4－1に定める放射性廃棄物を定められた貯蔵施設に貯蔵する。 2．多核種除去設備GMは、表87の4－1に定める貯蔵施設において次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 （1）放射性廃棄物の貯蔵状況を1週間に1回確認する。 3．<u>5・6</u>号機械設備GMは、5・6号炉仮設設備（滞留水貯留設備）浄化装置で使用したキレート樹脂及びゼオライト並びに淡水化装置で使用した逆浸透膜及びフィルタ類を固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定する。 4．廃棄物対策プログラム部長は、表87の4－2に定める貯蔵箇所において次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 （1）廃棄物の貯蔵状況を確認するために、1週間に1回貯蔵箇所を巡視するとともに、1ヶ月に1回貯蔵量を確認する。 （2）空間線量率及び空气中放射性物質濃度を定期的に測定するとともに、線量率測定結果を表示する。 （中略）	組織改編に伴う変更

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
附 則 附則（令和8年5月18日 原規規発第2605181号） （施行期日） 第1条 <u>この規定は、令和8年5月28日から施行する。</u> 2．第89条の表89－1における固体廃棄物貯蔵庫第11棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第11棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 3．添付1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第11棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第11棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。 附則（令和8年3月23日 原規規発第2603231号） （施行期日） 第1条 2．第87条の2については、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物を構外へ搬出しようとする日から適用する。 （以下、省略）	附 則 <u>附則（ （施行期日） 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から60日以内に施行する。</u> 附則（令和8年5月18日 原規規発第2605181号） （施行期日） 第1条 2．第89条の表89－1における固体廃棄物貯蔵庫第11棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第11棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 3．添付1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第11棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第11棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。 附則（令和8年3月23日 原規規発第2603231号） （施行期日） 第1条 2．第87条の2については、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物を構外へ搬出しようとする日から適用する。 （以下、省略）	組織改編に伴う変更